

米子工業高等専門学校支部会会則

(趣旨)

第1条 米子工業高等専門学校後援会会則第2条第2項の規定に基づきこの規則を定める。

(役員)

第2条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 代議員 2名(ただし、会員100名超の支部については3名とする。なお、代議員定数の基準日は前年度の6月1日とする)
- (3) 監事 1名(支部において必要な場合のみ)

(役員を選出)

第3条 役員を選出は、支部会員のうちからこれを互選する。

- 2 代議員のうち1名は新入支部会員から選出するものとする。

(役員任期)

第4条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。ただし新入代議員の任期は2年とする。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第5条 支部長は支部を代表し、会務を総括する。

- 2 代議員は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
- 3 監事は支部の業務・財産及び収支決算の状況を監査する。
- 4 支部長・代議員は、やむを得ない場合を除き、後援会総会に出席し、支部の代表として議事の議決を行う。

(会議)

第6条 支部の会議は、支部会及び支部役員会とする。

第7条 支部会は毎年1回開催する。ただし、支部長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 支部会は支部長が招集し、その議長となる。
- 3 支部会で行う事項は次のとおりとする。
 - (1) 収入・支出予算の決議及び決算の承認並びに事業計画の決定
 - (2) 役員決定
 - (3) その他必要な事項

- 4 支部の議事は、出席支部会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第8条 支部役員会は、支部長が必要と認めたときこれを開催する。

- 2 支部役員会は、支部会に提出する議案及び支部の運営に関する具体案を決定する。
- 3 緊急の際は支部役員会をもって支部会に代えることができる。この場合は、支部会の事後承認を得なければならない。

4 支部役員会の招集及び決議については、前項第2項及び第4項の規定を準用する。

(会計)

第9条 支部の運営に要する経費は、後援会費からの助成金、寄付金をもってこれに充てる。ただし、必要に応じて支部会の決議により臨時費を集めることができる。

(事務所)

第10条 支部の事務所は原則として支部長宅とするが、差し支えのあるときは別に置くことができる。

第11条 支部会則の改定は、米子工業高等専門学校後援会総会の決議を得なければならない。

(附則)

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成18年4月22日から施行する。

(附則)

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

(附則)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし令和3年度は移行期間とし、現行会則により令和3年3月31日までに選出された代議員について増員を認め、任期は1年とする。